

野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月5日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第240号

野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示

野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱（平成12年野田市告示第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 市県民税・森林環境税（個人の普通徴収分に限る。）

第3条第7号中「、休日保育料及び主食費」を「及び給食費」に改める。

第11条第2項を削る。

別表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から25の項までを1ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。